

乙第21号証

平成27年(不)第2号事案

第1回口頭審理調書

平成30年10月25日

大阪市人事委員会

1 事案名及び当事者名

平成 27 年(不)第 2 号事案

請求者 松田 幹雄

処分者 大阪市教育委員会

2 開催日時

平成 30 年 10 月 25 日(木) 午前 10 時 07 分～午後 0 時 12 分

3 開催場所

大阪市行政委員会事務局 会議室

4 出席者

(1) 請求者側

請求者	松田 幹雄
代理人	冠木 克彦
同	谷 次郎
同	櫻井 聰
同	山口 広
同	前田 健志
同	田中 秋子

(2) 処分者側

代理人	夏住 要一郎
同	加古 洋輔
同	永原 明
同	合田 正和
同	砂原 祐也

(3) 人事委員会

委 員 西村 捷三

(4) 行政委員会事務局

審理補佐	山本 博一
同	谷口 浩文

同 大東 雅美  
同 中野 晋輔  
書 記 藤原 さやか  
同 佐野 裕紀

## 5 内容

西村委員が審理長となり、その指揮の下に審理を行った。  
要領は別記のとおりである。

委 員 西 村 捷 三 

本調書を作成した事務局職員

書 記

佐野 裕紀



## 別記

### 1 書面及び証拠等の確認について

- (1) 第3回準備手続以降、処分者側から証拠申請書及び証拠（乙第15号証ないし乙第19号証）（平成30年9月27日付け）が提出され、請求者側が同書を受領したことを確認した。
- (2) 審理長は請求者側に対し、平成30年4月16日付で提出のあった忍氏にかかる証人申出書について、尋問事項の4に「2017.4.17人事監察委員会教職員分限懲戒部会審議」と記載されている箇所は、「2015.4.17人事監察委員会教職員分限懲戒部会審議」で相違ないか確認したところ、請求者側は相違ない旨述べた。

### 2 証人尋問

証人忍康彦氏及び山本哲哉氏に対し、別添「証人尋問調書」のとおり尋問を行った。

### 3 今後の審理の進め方について

審理長は、第2回口頭審理を平成30年12月6日（木）午後1時30分から請求者本人に対する主尋問及び反対尋問をあわせて2時間程度実施することを確認した。

また審理長は、当事者双方に対し、次回期日をもって口頭審理を終了し、最終口頭審理期日より約2ヵ月後を提出期限とし最終意見陳述書の提出を求める予定である旨述べた。

## 証人尋問調書

### 1 証人の表示

#### (1) 証人忍康彦

ア 氏 名 忍 康彦 (しのぶ やすひこ)  
イ 住 所 大阪市北区中之島1 - 3 - 20  
ウ 生年月日 昭和 41 年 4 月 8 日  
エ 職 業 大阪市職員

#### (2) 証人山本哲哉

ア 氏 名 山本 哲哉 (やまもと てつや)  
イ 住 所 大阪市東住吉区中野4 - 4 - 25  
ウ 生年月日 昭和 36 年 7 月 24 日  
エ 職 業 大阪市立中野中学校 校長

### 2 宣誓その他の状況

審理長は、各証人に對し、別添「宣誓書」を読み上げさせて、同書に署名、捺印をさせた。

### 3 尋問の内容

別紙1及び別紙2のとおり

調書作成者 書記 佐野 裕紀



## 宣 誓 書

良心に従って真実を述べ、何事もかくさず、何事もつけ加  
えないことを誓います。

平成 30 年 10 月 25 日

氏名 忍 康彦 印



○西村委員 それでは、処分者側の尋問をお願いいたします。

○加古代理人 それでは、代理人の加古の方からお聞きします。

○忍証人 はい。

○加古代理人 私は横からお聞きしますけど、前を向いてお答えください。

○忍証人 はい。着席のままでよろしゅうございますか。

○西村委員 はい、結構です。

○加古代理人 それでは、初めに、乙19号証の陳述書を示します。

この陳述書の右上の署名押印は、あなたがしたもので間違いないですか。

○忍証人 はい、間違いありません。

○加古代理人 この陳述書の中で、特に訂正する箇所はないですか。

○忍証人 はい、ないです。

○加古代理人 質問します。

○忍証人 はい。

○加古代理人 まず、教育委員会として、懲戒処分を行うまでに、具体的にどのような手続を行うのかについてお聞きします。

○忍証人 はい。

○加古代理人 教職員の非違行為を把握した場合に、まず初めに事情聴取を行うということですか。

○忍証人 はい、おっしゃるとおりです。

○加古代理人 その対象者が非違行為を認めた場合に、反論の機会を与える必要があると思いますが、そのためにはどのような手続を行うのですか。

○忍証人 事情聴取の場におきまして、まず、事実の確認をいたします。質問にありましたとおり、非違行為があると事務局担当者が認めました場合、続きまして対象者から弁明を聴取をいたします。どうしてそういうことをしたのかということを聞きます。あと、最後に、顛末書という文書の提出を求めます。それが事情聴取の内容です。

○加古代理人 はい。そのような事情聴取を経まして、教育委員会事務局が非違行為があったとして懲戒処分を行うということや、その量定について判断をした場合に、次に取る手續は何になりますか。

○忍証人 事務局で考えました処分の必要性並びに処分の量定につきまして、人事監察委員会教職員部会の意見を徴します。

○加古代理人 法令上、この人事監察委員会教職員分限懲戒部会は、懲戒処分を行うか否かとか、その決定とか、その処分内容の決定までは行わないということでよろしいですか。

○忍証人 はい、意見を徴します。

○加古代理人 あくまで意見を聴取するだけということでよろしいですか。

○忍証人 はい、おっしゃるとおりです。

○加古代理人 その後の大阪市教育委員会会議では、どのようなことについて教育委員会の議決を求めますか。

○忍証人 人事監察委員会教職員部会の意見を徴した後、教育委員会事務局として、処分の必要性並びに処分の量定を決めた後、そのことを教職員、失礼しました、教育委員会会議に諮ります。

○加古代理人 それでは、本件についてお聞きします。本件では、平成27年3月12日に、中野中学校の卒業式で、その君が代の斉唱時に、松田さん、以下、これからは請求者という形でお呼びしますが、その請求者が起立をしなかったという訳なんですが、あなたはその事実をどのようにして知りましたか。

○忍証人 その情報を聞いた担当者から、3月12日の午後、私も含めて、教務部長、教職員人事課長なんかが集められまして、3月12日午前にあった中野中学校での卒業式で、請求者が国歌斉唱のときに起立をせず、国歌を斉唱しなかったという事案が起こったという報告を聞きました。

○加古代理人 先ほどお聞きした事情聴取手続なんんですけど、それはその後に行われたということでおよろしいですか。

○忍証人 はい、後日行されました。

○加古代理人 その事情聴取の場にあなたは参加しましたか。

○忍証人 いえ、私は入りませんでした。

○加古代理人 では、その事情聴取の内容というのは、部下の方から報告を受けて知ったと、こういうことでよろしいですか。

○忍証人 はい、報告を聞きました。

○加古代理人 その報告なんんですけど、どのような内容の報告を受けましたか。

○忍証人 大きく3つありました。まず、請求者が国歌斉唱のときに起立をせず、国歌を斉唱しなかったという事実をお認めになっているということが1つ、あと、事情聴取の後に顛末書というのを書きなさいとご案内をいたしたところ、それは書けませんとおっしゃったことが1つ、あと、その場でおまとめになってこられた上申書という書類をお出しになったということが1つ、以上3つだと思っています。

○加古代理人 そのような事情聴取を経まして、事務局としては、本件では、その請求者に対して戒告の懲戒処分を行う必要があるというふうに判断をしたということでよろしいですか。

○忍証人 はい、そのとおりです。

○加古代理人 それでは、乙8号証の別表を示します。

この職員基本条例の別表の11項ですが、本件でその戒告処分の根拠になったということでおよろしいですか。

○忍証人 はい、そのとおりです。

- 加古代理人 この11項には、公務の運営に重大な支障を生じさせることという記載がありますが、本件ではどのような理由でこの要件に該当するというふうに考えたんですか。
- 冠木代理人 すいません、今、11項、「重要な」というのが入ってませんが。
- 加古代理人 失礼しました。じゃ、もう1回ちょっと読み直しますね。この11項では、「公務の運営に支障を生じさせること」という記載になっていますが、本件では、どのような理由でこの要件に該当するというふうに考えたのですか。
- 忍証人 最高裁判例にあった事案と同じように、卒業式という式典で、君が代、国歌斉唱不起立ということを請求者が行ったことというのは、式典の秩序や雰囲気を損ない、生徒に影響があったと考えました。
- 加古代理人 それでは、この人事監察委員会教職員分限懲戒部会に上程するに当たって、教育委員会事務局で決裁が必要になると思うんですが、本件では、そのための決裁を取得するに当たって、どのような資料を誰に提示して説明をしましたか。
- 忍証人 教務部長に対してということになりますが、事情聴取を経て作りました事実の概要、処分事由説明書の案、あと、請求者から提出のありました上申書、上申書2他の資料をお示しをして決裁を取りました。
- 加古代理人 はい。次に、本件に関して行われた人事監察委員会教職員分限懲戒部会についてお聞きします。
- 忍証人 はい。
- 加古代理人 この会議での付議事項は何になりますか。
- 忍証人 請求者に対する懲戒処分の必要性、必要だと考えられたときのその量定について、事務局が作った案についての意見を聴取することです。
- 加古代理人 はい。その会議への出席者は誰になりますか。
- 忍証人 はい。小山先生と植村弁護士、松本弁護士の3名が部会の委員として出席をされ、事務局の方からは、私と担当係長の2人、合計5名で行いました。
- 加古代理人 事務局から委員に対してその説明をするに当たって、何か資料を提出しましたか。
- 忍証人 先ほど申し上げました事実の概要、処分事由説明書の案、あと、請求者から提出のありました上申書、上申書の2他、資料を提示いたしました。
- 加古代理人 本件懲戒部会では、その委員によって、公開、非公開、いずれの判断がなされましたか。
- 忍証人 非公開で行う必要があると判断をされました。
- 加古代理人 その委員全員がその非公開について同意をしたということでいいですか。
- 忍証人 はい、そのとおりです。
- 加古代理人 事務局から委員に対して意見を求めるに当たって、本件でのその懲戒処分の必要性ですか処分の内容について、事務局としてはどのような説明をしましたか。
- 忍証人 事実の概要に基づいて、事情聴取まで終えた後の事実内容の確認、それに伴い

まして、懲戒処分を行う必要があるということと、過去事例に照らすと、懲戒処分の内容としたら、戒告が適当であるという事務局側の説明をいたしました。

○加古代理人 本件で請求者に対して戒告の懲戒処分を行うということについて、委員は全員相当であるというふうに判断をしたのですか。

○忍証人 はい、おっしゃるとおりです。

○加古代理人 国旗国歌条例や、それに基づく職務命令の適法性について、委員の方では、適法、違法と、どのような判断をされたのですか。

○忍証人 条例については適法という判断がされました。

○加古代理人 今回の件について、教育委員会事務局の事務手続ですとか、中野中学校の山本哲哉校長の行為について、手続に瑕疵があるというふうな判断はなされたのですか。

○忍証人 いえ、そういう判断はありませんでした。

○加古代理人 甲4号証と甲5号証を示します。

こちらが甲4号証で、甲5号証になります。これらの書面を見ますと、請求者は懲戒部会への出席というのを希望していたようなんですが、その請求者が出席することの必要性について、委員の方ではどのような判断がなされたのですか。

○忍証人 請求者から提出をされておりました上申書、上申書の2、その他の資料からは、請求者が何をおっしゃりたいか、出席をして何を説明なさりたいかというのが委員なりに理解ができるので、改めて部会の方に請求者をお呼びして、発言、事情を聞くというようなことの必要はないというお話をされました。

○加古代理人 請求者の方で提出した上申書については、委員の方からは、処分量定に影響する、影響しない、どのような意見がありましたか。

○忍証人 影響しないと言われました。影響することは書かれてないと言われました。

○加古代理人 乙10号証を示します。

これは、本件懲戒部会の議事録ということでよろしいですか。

○忍証人 はい。

○加古代理人 請求者の方からは、この議事録の内容では、委員の方でどういう判断をされたのかよく分からないと、大阪市人事監察委員会議事運営要綱に違反していると、そういう主張がされている訳なんですけど、違反しているというふうに考えますか。

○忍証人 いえ、思いません。

○加古代理人 そう思わない、違反していないと考える理由は何になりますか。

○忍証人 この当時、会議要旨がどのような形であるかというのは考えましたけれども、特に様式が定められていなかったからです。

○加古代理人 そのような要綱に違反していないとしても、議事録の内容としても、これで十分ということでよろしいですか。

○忍証人 はい、この会議要旨を見ていただくと、日時が書かれておって、会議が適切に行われたというのが分かるので、これで適當だと思いました。

○加古代理人 その当時、そういう判断をされたということですかね。

○忍証人 はい。

○加古代理人 今はどうですか。今はどのように考えておられますか。

○忍証人 今年の春に情報公開審査会の方から指摘を受けたということを聞いておりますので、何か不備があったというような指摘があったというふうには認識をしています。

○加古代理人 請求者の方では、話は変わりますけど、本件懲戒部会で、当時公表されていなかつた松本京子委員が参加を、この懲戒部会に参加していたということが規定違反に当たると、そういう主張をされている訳なんんですけど、違反しているというふうに考えますか。

○忍証人 いえ、考えません。

○加古代理人 そう考える理由は何になりますか。

○忍証人 会議が開かれた4月17日より前の4月1日に松本先生には部会委員の委嘱をいたしておりますので、その後、開かれる会議に出席をされるのは正当と考えます。

○加古代理人 特に法令上もそういう規定はないということでよろしいですか。

○忍証人 おそらく、だめという規定はないと思います。

○加古代理人 そこから教育委員会会議に上程するに当たって、教育委員会事務局では、また決裁が必要になるというふうに思うんですが、本件では、その決裁取得に当たって、どのような資料を誰に提示して説明をしましたか。

○忍証人 最終的には山本教育長の方まで行きましたけれども、事実の概要と処分事由説明書の案、あと、本人から、請求者から提出のありました上申書、上申書の2などの資料、あと、4月17日の部会の会議要旨、あと、請求者の人事記録を山本教育長まで提示をして説明をいたしました。

○加古代理人 続いて、本件に関して行われた教育委員会会議についてお聞きします。この会議での付議事項は何になりますか。

○忍証人 請求者への懲戒処分の必要性と、その量定の審議の他4件、合計5件の議案があったと思います。

○加古代理人 その会議への出席者は誰になりますか。

○忍証人 大森教育委員長、林園美職務代理、合わせて5人の教育委員の先生と、事務局の方は、山本教育長以下、議案の説明に必要な担当部長・課長が出席をいたしました。

○加古代理人 この教育委員会会議への付議資料として何を提出しましたか。

○忍証人 事実の概要と処分事由説明書案を綴じました議案書というもの、あと、請求者から提出のありました上申書、上申書の2を提出いたしました。

○加古代理人 事務局から委員に対して、この懲戒処分の必要性ですか処分内容について、どのような説明をしましたか。

○忍証人 事実の概要、配付資料に基づきまして、卒業式における起立不齊唱があったということと、これに対する処分は必要であること、処分内容としては戒告が必要である

- ことを説明をいたしました。
- 加古代理人 そのような事務局の説明を受けまして、委員の方では、戒告の懲戒処分が妥当であるか否かについて、どのような判断を示しましたか。
- 忍証人 戒告は相当であるということで、全会一致でご判断をいただいたと思います。 詳細は議事録を見ていただければと思います。
- 加古代理人 甲2号証、議事録を示します。
- こちらの4ページなんですけど、この記載によりますと、請求者の方で提出した上申書について、教育委員会事務局からは、処分に当たって斟酌する内容は含まれていないと、このような説明をしたようなんですが、それに対して委員から反対の意見というものはありましたか。
- 忍証人 なかったと思います。ありませんでした。
- 加古代理人 一切ありませんでした？
- 忍証人 はい、なかったと思います。
- 加古代理人 この教育委員会会議に先立ちまして、本件に関して井上部長と打合せというものをしましたか。
- 忍証人 はい、行いました。
- 加古代理人 その打合せですけど、どのような内容の打合せをしましたか。
- 忍証人 教育委員会会議に上程する資料を見ながら、当日、会議の中で趣旨説明をしていただく部長に事実の概要についての説明、あと、委員の方から質問が出たときの対応、どういうお答えをするかということについて軽く簡単に打合せをいたしました。
- 加古代理人 私の方からは以上です。
- 西村委員 その他の方は、よろしいですか。
- それでは、請求者側の尋問をお願いいたします。
- 櫻井代理人 では、代理人の櫻井の方から質問いたします。
- 先ほど確認されていたので、口頭で聞きますけど、乙19号証の陳述書は、あなたが作成したもので間違いないということですね。
- 忍証人 はい、私の署名捺印したものは、私が作成しました。
- 櫻井代理人 じゃ、それをもとにちょっとお聞きしていきますけども、あなたは、田岡係長から、請求者である松田さんが3月12日の卒業式において不起立であったと報告を受けたんですね。
- 忍証人 はい。
- 櫻井代理人 そして、田岡係長に対して、松田さんから事情聴取を行うように指示したんですね。
- 忍証人 はい。
- 櫻井代理人 そして、田岡係長から報告を受けて、教育委員会事務局として処分量定とその理由を検討したということですね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 処分量定としては、戒告処分が妥当であると判断したということですね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 事務局としてね、処分量定とその理由を検討する際に、検討の資料として、松田さんが提出していた上申書と上申書（2）については検討したんですよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 乙19号証を示します。3ページを示します。

これ、先ほど言ってたあなたの陳述書なんですけども、ここ、上の5行目なんですけど、上申書及び上申書（2）、乙7号証の内容を確認しましたが、請求者独自の主義主張が書かれているだけであり、したがって前述のようになりますと判断したんですよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 じゃ、先ほど出ていた上申書の乙7号証を示します。乙7号証は色々書いてありますが、4ページの一部を示します。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 従わなかつた理由と書いて、国歌斎唱を卒業式に位置づけ、生徒に歌うことを求めているのに、生徒は歌詞の意味すら説明を受けてないのはおかしいと考えていました。少し飛ばして真ん中のあたりなんですけど、教職員に考えることを禁止し、命令に従うことだけを求めるこの教育行政のあり方が、君が代の歴史や歌詞の意味について子どもたちに事実すら伝えず、国歌はしっかり歌うものという刷り込みだけを行う調教教育につながっていますと書かれてありますね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 上申書（2）の方をお示します。

2枚目のところの5行目ですが、請求者としては、そして、更に憂慮するのは、職務命令による強制教育への影響ですと記載されてますね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 次、中の真ん中のあたりですが、しかし、卒・入学式の国歌斎唱にかかわって、児童・生徒に意見を機会がないことはもちろん、君が代がどんな歌なのか説明していない状況が広がっていますと書かれてますね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 また、下の方なんですが、私は、子どもの権利条約違反、教育の荒廃、調教教育の現実をかえ、児童・生徒に、自ら判断するために必要な情報を届けたいと考えていますと書かれてありますよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 これらの内容についても、請求者独自の主義主張というふうに判断されたということですか。

○忍証人 はい、請求者が書かれてますので、そういう判断しました。

- 櫻井代理人 独自の主張ということは、一般論ではないという判断なんですか。
- 忍証人 あの、請求者が書かれた文書に書かれてあったので、請求者の主張というふうに。
- 櫻井代理人 独自の主張と書かれているので、独自という判断をなさったんですね。
- 忍証人 はい、ご本人の請求者の判断です。
- 櫻井代理人 いや、独自の主張と書いてあるから……。
- 忍証人 はい、独自の主張です。
- 櫻井代理人 一般的ではないということを判断されたんですよね。
- 忍証人 独自の主張、ご本人、請求者独自の主張だと判断をいたしました。
- 櫻井代理人 独自の主張、独自という意味は、どういう意味で判断されたんですか。
- 忍証人 申し上げたとおり、請求者の書かれた文書に書かれていた文言だと、独自といふうに。
- 櫻井代理人 それでは、請求者の主義主張という判断だと思うんですけど、独自という判断がちょっと理由が分からぬんですけど、なぜそう判断したんですか。
- 忍証人 請求者がそういうふうに説明をなさった文書が上申書、上申書の2だからといふうに認識をしておりました。
- 櫻井代理人 この中身が一般的であるかどうかについては判断してないんですか。
- 忍証人 一般的かどうかというのはどういうことでしょうか。
- 櫻井代理人 独自の主張ということは、松田さんがそう考えているだけで、一般的に中身のこういう先ほど言った問題が存在するかどうかについては判断していないんですか。
- 忍証人 私どもが判断をしたのは、そこに書かれた内容が、処分の量定、処分の可否、処分の必要性か、あるいは、処分をすると決まったときの量定判断に必要かないかを考えました。そこに書かれていることは、処分の量定、処分の必要性を判断するに必要なことというふうに考えましたので、そういうふうに説明をしたと思います。
- 櫻井代理人 じゃ、処分の量定に関しては必要ないと判断したということなんですね。
- 忍証人 はい、それが議事録に書いてあった、斟酌することがないという文言です。
- 櫻井代理人 もう一度、乙19号証を示します。
- 3枚目の一一番上なんですけども、ちょっと途中からなんですが、「請求者の日頃の勤務態度や本件行為後の対応等も含めて、総合的に考慮することになります」という判断で戒告処分と判断したんですよね。
- 忍証人 はい。
- 櫻井代理人 この、じゃ、総合考慮についてね、職務命令違反行為に至った動機とかは考慮しないんですか。
- 忍証人 動機とおっしゃると?
- 櫻井代理人 先ほどお見せした上申書の中では、松田さんがなぜこういう行為をしたか、どういう問題意識があるかと書かれてると思うんですけど。

○忍証人 私どもは、先ほども申し上げたとおり、懲戒処分の必要性があるかないと量定を判断をいたしました。その中で、上申書、上申書2に書かれていたことは、その判断、量定を決める際に、請求者が行った不齊唱、不起立というのに正当な理由があるかないかというのを考えたんですけれども、そこに書かれたことは、そういう判断をする必要のないもの、戒告という判断を搖るがすに必要のないものというふうに判断をしたので、戒告が必要だという説明をいたしました。

○櫻井代理人 先ほど、正当な理由があるかないと判断したんと言つてましたよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 じゃ、正当な理由がないって判断したんですか。

○忍証人 はい、戒告をするのに適當だという判断をしました。それを下げたり上げたりするのに必要がある理由が書かれているとは思わなかつたということです。

○櫻井代理人 ということは、上申書に書かれてる内容について、正当な理由がないと判断したんですね。

○忍証人 不起立、不齊唱を正当化するものは書かれてないと判断いたしました。

○櫻井代理人 松田さんが不起立、不齊唱に至った経緯と動機等、考えを書いてあつたんですけど、それももう判断しないと考えたということですか。

○忍証人 処分量定には関係がないと判断をしたということです。

○櫻井代理人 あなたは、陳述書によると、平成26年4月から平成28年3月まで、教務部教職員服務・監察担当課長として、大阪市立学校園の教職員の服務、分限、懲戒、争訟に関する業務を担当していたんですよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 じゃ、他の事例とかでも、色々教職員等の懲戒処分を検討していましたよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 そういう事例のときには、処分対象行為の動機とか内容、本人の考えは検討しないんですか。

○忍証人 いえいえ、そういう行為に至った原因になることというのは、ご本人から、先ほど説明をしましたとおり、事情聴取もいたしますし、弁明もお聞きをします。その中で聞いたことについて、処分の必要性の有り無しと処分の量定を決めるときに参考にいたします。

○櫻井代理人 本人が、じゃ、弁明してることが事実があるかどうか、事実認定は行わないんですか。

○忍証人 本人が行ったことの事実認定というのは？

○櫻井代理人 違います。本人が弁明してることが事実としてあったのかどうかという調査はしないんですか。

○忍証人 その事実かどうかということが処分量定に係るか係らないかということだと思

っています。そこに書かれたことは、主義主張が書かれている、そういうふうに考へて  
いるということが書かれていたのであって、請求者が国歌を歌わなかつたこと、起立を  
しなかつたことが正当であるということは書かれてないと判断をいたしました。

○櫻井代理人 今、松田さんが出した上申書には動機も書いてあるんです。それは検討し  
ない?

○忍証人 動機、そこに書かれている動機は正当だとは判断をしなかつたということです。

○櫻井代理人 じゃ、松田さんが思っていた問題意識は正当ではないという判断をしたん  
ですね。

○忍証人 処分に当たって正当ではないと判断をいたしました。

○櫻井代理人 そういう事実……。

○忍証人 その戒告という処分に至るのが適當だという判断をしました。

○櫻井代理人 そういう事実があるかどうかについては検討はしていないんですか。

○忍証人 事実かどうかということはどういうことですか。

○櫻井代理人 問題状況を先ほど記載してたと思うんですけど、そういうことの内容につ  
いて、あるかどうかは検討していない?

○忍証人 それがあったかなかったかは、懲戒処分の必要性、懲戒処分の量定の判断に影  
響がないということです。

○櫻井代理人 分かりました。

それでは、4月17日の大阪市人事監察委員会教職員懲戒部会について聞いていきます  
けれども、教育委員会事務局として、先ほど検討なされた案を出席した委員に説明した  
んですよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 その際はね、その際に説明した方向は、陳述書に書かれてあるんですけど  
も、請求者独自の主義主張が記載されてあるのみというふうに事務局案としては説明し  
たんですか。ごめんなさい、上申書ですね。

○忍証人 そういう説明をしました。

○櫻井代理人 じゃあ、もちろん、その際に、松田さんが提出していた上申書、上申書  
(2)についても、事前に委員たちに配付していたんですよね。

○忍証人 はい、熟読していただくようにお願いをし、委員の先生方もそうなさったとい  
うのは確認をいたしたと思います。

○櫻井代理人 じゃあ、先ほどお見せした上申書の下線部等についてですけども、委員の  
方はその点について何か発言されてましたか。

○忍証人 記憶に残ってないので、僕の記憶の限りでは、されたかどうかは分からいで  
す。

○櫻井代理人 この部会の議事録って作成してるんですか。

○忍証人 会議要旨がありました。

- 櫻井代理人 先ほどおっしゃってましたけど、甲1号証の要旨で特に問題はないと考えていたということですかね。
- 忍証人 甲1号証というのはどれでしたか。
- 櫻井代理人 ああ、ごめんなさい。お見せします。
- 忍証人 はいはい、はいはい。
- 櫻井代理人 要旨です。この記載で問題ないと考えていると。
- 忍証人 はい、これが会議要旨です。
- 櫻井代理人 ご自身が、じゃあ、作成した手控えのメモとかもないんですか。
- 忍証人 私自身、会議に入ってメモを取らないということはないです。
- 櫻井代理人 メモはあるんですが。
- 忍証人 ありません。廃棄しました。
- 櫻井代理人 いつ廃棄したんですか。
- 忍証人 覚えてません。
- 櫻井代理人 先ほど問題ないと考えていると言いましたけども、おっしゃってましたけども、大阪市にね、説明責任を果たすための公文書指針というもので、この部会の委員の主な発言内容を記載した議事録ですね、議事録を作成する必要があるということは知ってたんですか。
- 忍証人 会議要旨を作らなければならぬというには認識してました。
- 櫻井代理人 会議要旨でいいと考えていたということですかね。
- 忍証人 おっしゃるとおりです。
- 櫻井代理人 では、甲9号証を示します。  
この甲9号証の第5条にありますけど、「委員の議事録は」と書いてありますよね。
- 忍証人 はいはい。
- 櫻井代理人 一般的にね、議事録というと、発言内容を誰が発言したとかを記載したものが議事録というものなんですと考えられるんですけども、この要綱があることはその当時知ってたんですか。
- 忍証人 見てたと思います。
- 櫻井代理人 見て、議事録と書かれているんですけども、会議要旨でいいと考えたということですか。
- 忍証人 はい、先ほど説明したとおりです。
- 櫻井代理人 議事録という言葉には気づいてました？
- 忍証人 議事録と書かれてたと認識してたと思います。
- 櫻井代理人 あなたの中で、議事録というのは、もうこの省略でいいと考えていたということですか。
- 忍証人 それは省略とは私は思いません。その様式で十分だと思ったということです。
- 櫻井代理人 いや、議事録と一般的にいうと、誰が発言、委員が発言したかどうかをね、

この甲2号証のようですね、甲2号証をお見せします。甲2号証のよう、誰がこう発言したか、忍さんが書いた発言も書いてありますけども、全部ではないにしても、こういうふうに書くのが議事録というのが一般的だと思うんですけども、先ほどの誰が発言したか内容も書かない会議録でいいと考えていたということですか。

○忍証人 そうです。

○櫻井代理人 じゃ、あなたの解釈では、この議事録というのは、さっきの会議要旨ということなんですか。

○忍証人 はい、会議要旨が今言われている議事録です。

○櫻井代理人 あなた、平成2年4月から大阪市職員だったんですよね。

○忍証人 はい、私は平成2年から奉職いたしました。

○櫻井代理人 勤続何年目ですかね。

○忍証人 すいません、28年は経過してるはずですね。

○櫻井代理人 あまりこういう大阪市が出している要綱とか公文書指針とかは読まれてないですか。

○忍証人 申し上げたとおり、そこに議事録と書かれていることは見ました。

○櫻井代理人 見て、その内容が合ってるかどうかは確認しないんですか。

○忍証人 何をすることが確認だとおっしゃいますか。

○櫻井代理人 いえ、議事録という理解が合ってるのかどうか。実質的に一般とかけ離れた解釈をなさってたんですけど、それを確認はしなかったんですか。

○忍証人 会議の目的ですか、要綱にそういう様式がないことなどの確認をして、それで十分だと考えたということです。

○櫻井代理人 議事録という言葉については、あんまり周知してなかったんですか。

○忍証人 いやいや、それで十分だと考えたと申し上げたとおり、議事録という言葉が書いてあるのも見ましたし、それが何を意味しているかというのは、私なりに考えて、その会議要旨を作った、作らせたということです。

○櫻井代理人 証人、大分長いことお勤めしてはるんですけども、他の仕事とかで議事録とか見たことないですか。

○忍証人 幾つ見たかと言われると分からないですけど、そういう仕事にかかわってないとは言えないと思います。

○櫻井代理人 その中では、この会議要旨が議事録として扱われていたということですか。

○忍証人 申し上げたとおり、その記録というものは、どういうものを、どういう必要があるかというものによって、レベルというんですか、内容があると思います。この人事監察委員会の教職員部会の会議録、議事録というのは、その程度でいいというふうに考えたということです。

○櫻井代理人 分かりました。じゃ、議事録について、再度、甲9号証の第5条を示します。

議事録は、もうお聞きしましたけれども、「速やかに大阪市人事室において作成し、所定の手続により公開するとともに」と書いてありますよね。

○忍証人 はいはい。

○櫻井代理人 ということは、この議事録は公開することが予定されているということは理解してたんですよね。

○忍証人 はい。

○櫻井代理人 じゃあ、再度、甲1号証を示します。

この議事録、会議要旨ですね。

○忍証人 はいはいはい。

○櫻井代理人 甲1の会議要旨を見たときに、を公開するんですよね。

○忍証人 はい、これが……。

○櫻井代理人 これ、中身、出席していない人が、この中身を見て内容分かりますか。

○忍証人 内容が分かりますかというのは、これで書かれてることが分かると思います。

○櫻井代理人 公開するというふうに要綱書いてあるんですけども、その趣旨を満たしていると考えてたんですか。

○忍証人 考えたから、この会議要旨を作つて公開したということです。

○櫻井代理人 一般の人が、これを公開されれば、どういうことを審議したか、中身はどういう発言があったか分かると判断したんですね。

○忍証人 会議があつて意見を徹したことが分かるということです。

○櫻井代理人 じゃあ、どういう発言か、どういう中身か詳しく分かる必要はないと考えてたんですか。

○忍証人 会議要旨というのは、その程度のその様式で足りるというふうに認識をして作ったということです。

○櫻井代理人 いや、公開するということが一応ね、要綱に書かれてるので、公開する趣旨があると思うんですよね。参加してない方が見て、分かる内容に記載されていなかつたら、公開してる意味がないと思うんですよ。ただ、この点については考えてなかつたんですか。

○忍証人 いや、会議があつたことが公開されてるというふうに満足してると思ってます。  
だから、そういう会議要旨、その内容でいいということです。

○櫻井代理人 じゃ、この懲戒部会において、委員と審議した内容をちょっとお聞きしていきますけども、この部会で、松田さんの思想良心の自由の配慮について、委員から何か発言ありましたか。

○忍証人 こんな発言がありましたというふうに説明できるような記憶はないです。

○櫻井代理人 まあ、そういうふうに忘れていきますよね、何を発言したか。

○忍証人 申し訳ありません、そのとおりです。

○櫻井代理人 それは仕方ないですけど、そういうことがないために公開手続と議事録と

いうのが作成されるふうになってると思うんですけども。

○忍証人 おっしゃるとおりですね。

○櫻井代理人 じゃ、その当時はあまり考えなかつたということですか。

○忍証人 いえいえ、必要なことを会議要旨として上げたので、それで足りてるということです。考えなかつたんじゃなくて、そう考えたんです。

○櫻井代理人 いや、僕が聞いてるのは、忘れてはいる、そういう記録がなくなっているという問題については考えていないかったのですかと聞いてるんです。

○忍証人 忘れるというのは、忘れてもいいことは忘れますし、忘れないことは記録にして残さないといけないと思ってます。

○櫻井代理人 じゃ、委員の発言等とかは忘れてもいいことだと忍さんは判断したということですか。

○忍証人 逐次的に一言一句覚えておく必要がないと判断したと思います、その当時。

○櫻井代理人 覚えておくということではなくて、記録する必要がないと判断したと。

○忍証人 おっしゃるとおり、今の覚えておくは、記録ということです。

○櫻井代理人 この部会にね、松田さんが出席して直接弁明したいと希望していることは知っていましたか。

○忍証人 私ですか。

○櫻井代理人 はい、その当時ですけど。

○忍証人 はい、認識しました。

○櫻井代理人 それは一体どうやって知ったんですかね。

○忍証人 委員の先生方から事務局に色々情報というんですか、こういうことがありましたということが伝わってきたときに、さっきお示しいただいた小山先生への手紙であるとかメールであるとか、そんなものが送られてて、部会に参加をして意見を述べたいという主張をされてるというのを担当係長なりから聞きました。事前に聞いておりました。

○櫻井代理人 じゃあ、小山委員のところにそういう話があったというのを担当係長から聞いたということですね。

○忍証人 すいません、小山先生のところにだけあったのか……。

○櫻井代理人 ああ、はいはい。

○忍証人 どんな順番であったのかは知りませんけれども、そういう主張があるのを聞きました。

○櫻井代理人 人事監察委員会の規則では、必要があるとき、関係者の出席を求め、意見、説明を聞くことができるとされていることは知っていますよね。

○忍証人 はい、存じてます。

○櫻井代理人 今回はその必要性がないと判断したということなんですかね。

○忍証人 はい、おっしゃるとおりです。

○櫻井代理人 じゃあ、委員の方だと思うんですけど、どういう理由で必要性がないって

- 判断したんですかね。
- 忍証人 書かせていただいたと思いますけれども、上申書や上申書の2、その他の資料を見たら、請求者のおっしゃりたいことが分かるから、それで十分だと判断をしたと、僕、そういうふうに書いたと思います。
- 櫻井代理人 じゃあ、上申書の内容については、中身については検討、ごめんなさい、中身についてあるかないか、そういう問題があるかどうかについては検討する発言はなかったんですか。
- 忍証人 事務局の事情聴取等々の報告で認識をされたということだし、事前配付をしていた事実の概要等の資料で経過が分かっているし、ご本人の主義主張も分かっているということで委員が審議をされたということです。
- 櫻井代理人 この、じゃあ、部会が終了した後ですね、審議結果を松田さんには伝えていないと思うんですけども、それ、伝えなかつたとか、何か理由がありますか。
- 忍証人 意見を徵するという機関ですので、その量定、処分をするか否か、あるいは処分内容が何かというのは決まっておりません。そういう段階で、ご本人、請求者に対して何かをいうということはいたさないと、それが普通だと思います。
- 櫻井代理人 ただ、出席する必要がないって判断した理由とかは説明しなかつたんですか。
- 忍証人 特に説明しなかつたと思います。
- 櫻井代理人 それ、何ですか理由あります？
- 忍証人 いや、詳細に覚えてないですけど、説明する必要がないと思ったのでしてないという、そういうことではないでしょうか。
- 櫻井代理人 では、じゃあ、平成27年の第11回の大連市教育委員会会議について聞いていきますけども、先ほどもお聞きしましたけど、教育委員会事務局としては、松田さんが提出した上申書、請求者の独自の主義主張が書かれているもので、処分に当たって斟酌すべき内容は書かれていないと判断したということですね。
- 忍証人 はい、そう説明をしたと思います。
- 櫻井代理人 じゃあ、この委員会でもどういう審議したかお聞きしたいんですけども、上申書には、先ほどもお聞きしましたけど、職務違反行為に至った経緯や問題意識が書かれてると思うんですけども、斟酌すべきではないとした根拠は、この教育委員会会議でも検討したんですか。
- 忍証人 教育委員会会議で、処分の必要の有り無し、処分量定がこれであるというご判断をいただくために、必要な説明を事実の概要などでやりました。それに対する質問があったというのは議事録のとおりです。
- 櫻井代理人 じゃあ、甲2号証の第7ページ示します。
- 一番下から2人目の発言、忍さんの発言が書いてあるんですけども、4月17日開催の人事監察委員会教職員分限懲戒部会では、事務局が準備した資料等により当該教諭の主

主義主張については認知・理解されていますが、それについては懲戒処分の判断には影響しないので、直接的にと判断されてますっておっしゃってますよね。

○忍証人 はい、申しました。

○櫻井代理人 こう言ったんですね。懲戒処分の判断にこの上申書の内容が影響しない理由について、この委員会では説明したんですか。

○忍証人 何を説明をしたか詳細には覚えていないですけれども、委員が懲戒処分の必要性の有り無しと量定を判断するに必要な説明、質疑応答をやったと記憶しています。

○櫻井代理人 その懲戒処分に影響しない理由を説明したかどうか覚えてないということですか。

○忍証人 議事録に書かれてるとおりだと思います。

○櫻井代理人 ごめんなさい、理由が書いてないのでお聞きしてるんですけども。この判断した理由がですね。それは説明していないんですか。

○忍証人 資料として配っておったものですから、そういう説明、そこに書かれた説明に対して委員が何もおっしゃらなかつたので、そこの議事録にはどういうやりとりがあつたかというのは書かれていません、すなわち質問がなかつたという理解だと思います。

○櫻井代理人 じゃあ、証人が懲戒処分の判断には影響しないって説明したら、委員は特にそこについて何も質問とかが来なかつたということですかね。

○忍証人 はい、そういう認識です。

○櫻井代理人 僕からは以上です。

○西村委員 その他の方は、よろしいですか。

○冠木代理人 ちょっと2点だけ。

○西村委員 はい、どうぞ。

○冠木代理人 代理人の冠木です。

甲1号証を示します。見える？

○忍証人 はい。

○冠木代理人 その表題やけど、これは会議要旨と書いてますよね。

○忍証人 はい。

○冠木代理人 要旨は議事録じゃないから、議事録が別に必要だとは思わなかつた？

○忍証人 思わなかつたです。だから、これが作られて公開をされてるということです。

○冠木代理人 あなたが思わなかつただけじゃなしに、その制度としてそうなつてたんですか。

○忍証人 先ほど質問があつたとおり、要綱の中に議事録をまとめなければならないと書かれていることあるとか、人事室、人事局がなさっているこの教職員部会以外の部会なんかの状況も参考に、その当時、見たと思います。その当時、会議要旨と書かれた文書を私も目にしましたので、これで足りるという理解を人事室、人事局がしてるというふうに判断して、このような会議要旨で足りると認識をしたと思います。

- 冠木代理人 人事室がこの会議要旨で議事録に代わるものだという判断をしたという、何か根拠はあるんですか。
- 忍証人 代わるものであると判断したかどうかは別にしまして、公開されてるものと確認したと思います。会議要旨が公開されてたと認識をしたと思います。
- 冠木代理人 いや、別に議事録が必要でないんだという判断をしたのかと言つては。
- 忍証人 はい、会議要旨で足りる、議事録じゃなくて、この会議要旨で足りると判断をしました。
- 冠木代理人 判断をした。いやいや、人事局がよ。
- 忍証人 それは、僕自身は確認した記憶がありません。
- 冠木代理人 そんなふうに聞いてるということですか。
- 忍証人 公開されてるのを確認しました。
- 冠木代理人 ちょっと待って。公開されてるというのは、この要旨のことでしょう？ 僕が聞いてるのはね、私が聞いてるのは、別に議事録が必要でないというふうに人事局が判断してるとあなたが聞いてるということでいいんですか。
- 忍証人 聞いてません。だから、5条に書かれた議事録を作つて公開しなければならないと書いてある条文、先ほど示されたと思うんですけども、議事録を作つて公開しなければならない、その公開されてる議事録が何かというのを見たときに、会議要旨というものが公開をされている、すなわち、人事室は、これをこの条文に書かれてる議事録と解釈して公開をされている、そういうふうに思いました。
- 冠木代理人 付度した訳か。
- 忍証人 思いました。
- 冠木代理人 まあ、いい。
- それで、もう1点。上申書のところで松田さんが書いてますけど、この中にね、調教教育という言葉が出てきますよね。
- 忍証人 はい。
- 冠木代理人 処分に影響しないという判断をしたというんだけど、この調教教育って何だという議論はしたんですか。
- 忍証人 私の担当所管は、事案に対して処分が必要かどうか、処分するとすれば量定が何かを考える服務監察担当です。教育の内容については認識をしておりません。
- 冠木代理人 だから、処分の必要性とかね、量定とかね、いうところの理由の中に、自分は調教教育と考えるから立たなかつたんだと、こう言ってる訳やね。
- 忍証人 はい、そうですね。
- 冠木代理人 だから、調教教育と彼が言つてるのは、これは一体何なんだというぐらゐの議論はするんでしょ？
- 忍証人 書かれているものは読みました。請求者が調教教育と書かれているのはそういうことかというふうに思ひはいたしました。けれども、先ほど来、説明をしていますと

- おり、その請求者のお考えが、卒業式での不起立……。
- 冠木代理人 まあ、いいよ。その議論をしたかどうかと聞いてるので。
- 忍証人 その不起立を正当化するような内容、理由とは考えなかつた、そういう意味では議論したということが言えると思います。
- 冠木代理人 ちょっと待って。議論はどこでしたの？
- 忍証人 調教教育ということが処分内容に影響しないという判断をしてるんですから、そういう意味では、調教教育というのが処分に影響しないという議論をした、その調教……。
- 冠木代理人 議論をした。
- 忍証人 そういう説明をしました。
- 冠木代理人 ほんとに議論した、調教教育は何かという議論はしたんですか。
- 忍証人 懲戒処分を考える上で影響がない……。
- 冠木代理人 違う。私の聞いてることに答えてよ。
- 忍証人 もう1回お願いします。
- 冠木代理人 調教教育とは何かという議論はしたのかと聞いてるの。
- 忍証人 ご本人が調教教育というものが何かについては、上申書を読んで理解をいたしました。委員の先生も同じだったと思います。
- 冠木代理人 いや、理解をしても、だから、この調教教育というのは一体何かということは会議で議論をしたのかって。
- 忍証人 そういう意味では、すいません、議論をしなかつたというのが適當なのだと思います。ただ、それが……。
- 冠木代理人 終わります。
- 忍証人 必要がないのかを考えたということです。
- 西村委員 再主尋問があればお願いいたします。
- 夏住代理人 結構です。請求者の尋問が30分ということでしたから。
- 谷代理人 いや、ごめんなさい、まだ本人質問があります。
- 西村委員 それでは、手短にお願いいたします。
- 松田請求者本人 この陳述書、誤りないということでしたが、地方自治法32条というものは地方公務員法じゃないですか。
- 忍証人 ……。
- 櫻井代理人 2ページのここなんんですけど。
- 松田請求者本人 2回も書いてありますが、基本的に誤りだと思うんです。
- 櫻井代理人 こと、これやね。
- 谷代理人 櫻井先生、何ページの何行目か……。
- 櫻井代理人 ああ、ごめんなさい。2ページの真ん中より少し下、(4)の部分での5行目、地方自治法32条となってますが、地方公務員法ではないかと。あと、最終の「さ

- いごに」というとこの3行目のところ、地方自治法となってますけど、地方公務員法ではないかという部分ですけども。
- 忍証人 すいません、先生からそういうご指摘をなさるということは、誤りなんだと思います。
- 西村委員 ということは、地方公務員法だと、こうお聞きしていいんですか。
- 忍証人 資料が、私、今持っていないので、そう思って書いたんだと思いつれども、今指摘をされるということは、間違っているという指摘なんだと思います。
- 松田請求者本人 もう1回、すいません。人事室の方では、要するに職員分限懲戒部会の方では、議事要旨を作成しているということはございませんか。
- 忍証人 もう1回。どの会議ですか。
- 松田請求者本人 部会が3つありますよね。
- 忍証人 はい。
- 松田請求者本人 教職員分限懲戒部会とともに職員分限懲戒部会もありますが、そこでは議事要旨が作成されてて、ちゃんと議事録があるということはございませんかと聞きました。
- 忍証人 それは知りません。申し上げたとおり、会議要旨というのが公開されてるというのを知ってた、そういうことです。
- 松田請求者本人 同じ大阪市でそういうふうにやってて、こういうふうな議事運営要綱にもそう書いてあるのに、それを知らなかつたということなんですね。
- 忍証人 議事運営要綱に書いてあったのは、先ほど、また理解誤りがあるかもしれませんけれども、議事録を作成し、公開しなければならないと書いてあった。公開されているものが……。
- 松田請求者本人 議事録が、その職員分限懲戒部会では議事要旨という形でちゃんと議事録が作られているという事実をご存じないまま実務をやられてたという理解でよろしいですか。
- 忍証人 はい、人事室がやっているのは、議事録を作成して公開してる、それが会議要旨だから、これが議事録だと思った、それはそのとおりです。
- 松田請求者本人 以上です。
- 西村委員 その他の方は、よろしいですか。どうぞ。
- 加古代理人 代理人の加吉の方から少しだけまたお聞きしますね。  
先ほどのちょっとご説明の趣旨の確認も含めてなんんですけど、懲戒部会では、その事務局の方で色々意見を申し上げて、それに対して委員の方からは何か反対の意見とかは特になかつたということですか。
- 忍証人 はい、反対はなかつたです。
- 加古代理人 あんまり、じゃ、そうすると、何か込み入った議論みたいなものはなかつたと、こういうことでよろしいですか。

○忍証人 はい、事務局の提出した資料、説明に対して、そうですというご判断をいたしましたということです。

○加古代理人 あと、懲戒部会なんんですけど、これは、委員の意見を徴するためのものなのか、あるいは、委員の何らかの判断というか、決定をいただくための手続なのか、どちらになるんですか。

○忍証人 前者です。意見を徴するための場です。

○加古代理人 どういう意見があったかというのを徴することが目的だということですね。

○忍証人 はい、おっしゃるとおりです。

○加古代理人 先ほど、議事録なんですけど、そこの議事録では、そういう、どういう、特に具体的な、あまりこう議論というものがなくって、委員からそういう意見があったということが分かれば十分だと、そういう趣旨の発言だったという理解でよろしいですか。

○忍証人 はい、議事要旨というのは、意見を徴するための会議が開かれた、それを示すためのもので十分だというふうに考えます。

○加古代理人 あともう1点、先ほどメモを廃棄されたというようなお話がありましたけど、そのメモというのは、公文書に当たるという理解ではなかったということでおろしいですか。

○忍証人 公文書を作るために、どういうことに注目をしたかというのを書きとめたものですから、会議要旨というものに昇華させた段階で必要のないものというふうに判断いたしました。私的なもの、要旨をまとめるためのものということですので、公文書に当たらないと思っています。

○加古代理人 私からは以上です。

○松田請求者本人 もう1点だけ、すいません。

○西村委員 はい、どうぞ。

○松田請求者本人 分限懲戒部会の位置づけが問題になっていますけども、最初の分限懲戒部会に提出するための書類の起案では、処分量定案は起案していない、そして、教育委員会会議に諮る前に、その分限懲戒部会を受けて、処分方針、量定案も含めて決裁を受けて実行すると、そういうふうな理解でよろしいですね。量定案は、量定案を事務局案と言われましたけど、それは決裁を受けたものではなくって、要するに、過去の事例等でこういうのが適当じゃないですかって、まあ、会議の1つに持ち出して、量定案として決裁を受けたものではなくって、そこで論議をした上で、その意見を聴取して量定を確定をして処分を実行するという手続になっているという理解をしているんですが、それでよろしいですね。

○忍証人 量定案の示し方、会議での意見の徴し方というのは様々あると思いますが、本件に当たっては請求者が説明なさったとおりです。

○西村委員 今おっしゃったような手順だということですね。

その他の方は、よろしいですか。

○夏住代理人 結構です。

○西村委員 それでは、ご苦労さまでした。



# 宣 誓 書

良心に従って真実を述べ、何事もかくさず、何事もつけ加  
えないことを誓います。

平成30年10月25日

氏名

山下哲哉





(別紙2)

○西村委員 それでは、処分者側の尋問をお願いいたします。

○永原代理人 それでは、処分者側の代理人の永原からお尋ねします。

初めに、乙第18号証を示します。

この陳述書ですね。この陳述書の右上にある署名押印ですね。これはあなたがしたものですかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 あなたは、この陳述書を読んで、誤りがないことを確認した上でこの署名押印をしたという理解でよろしいですか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 それでは、平成27年2月16日のことについてお聞きします。

2月16日に、請求者、松田さんですね、これ、以下請求者ということがありますので。

松田さんが校長室に来て質問書を渡されるというようなことはありましたか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 乙第7号証の資料3を示します。

今あなたがおっしゃった質問書というのは、この乙7号証の資料3ということでよろしかったですか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 あなたは、今お示しした質問書に対して回答をされましたか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 これはいつ回答されましたか。

○山本証人 2月18日の職員朝礼の際に回答いたしました。

○永原代理人 ということは、2月16日に質問されたので、その2日後という理解でいいですかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 その際に、あなたはどのように回答されましたかね。

○山本証人 前提部分が、調教教育というのは、これはもう考え方、個人の考え方によるものがあるという前提条件なので、基本的には回答にはしかねますというふうにお答えしました。

○永原代理人 あなたの回答に対して、松田さんからはどのように言われましたか。

○山本証人 それは教育委員会、市教委の指示ですかというふうに聞かれたと記憶しています。

○永原代理人 その松田さんからのその質問に対して、あなたはどのように回答されたんですか。

○山本証人 これは自分の考えですというふうにお伝えしました。

○永原代理人 この点について、あなたは、そもそも市教委にどのように回答すべきなの

かということについて相談はされましたか。

○山本証人 はい、相談しました。

○永原代理人 それは、今、私がお見せした質問書がありましたよね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 この質問書を見せて相談をされたんですかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 その時に、市教委からはどうのように回答するように指示を受けましたか。

○山本証人 これは教育の内容に関するものなので、学校で決めるべきものですというふうに言われました。

○永原代理人 その結果、あなたは、ご自分で回答を考えた上で、先ほどおっしゃったような回答をされたという理解でいいですかね。

○山本証人 そうですね。

○永原代理人 ところで、請求者の方からは調教教育などというふうに主張がされていますけれども、生徒に対して君が代の背景などの説明をせずに、この君が代の起立斉唱を求めるについてなどどのようにお考えですか。

○山本証人 法律で国歌であるというふうに君が代は規定されていますので、国歌を歌う時に起立して斉唱をお願いするのは問題ないと思っています。

○永原代理人 今、ちょっと入りにくかったんですけど、起立して斉唱することは問題ないというふうにおっしゃったんですね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 じゃ、再び2月16のことについて話を戻しますが、あなたは、校長室における学年会議の際に、卒業式における混乱を避けたいと考えているということを松田さんの方におっしゃったんですかね。

○山本証人 はい、申しました。

○永原代理人 あなたが今おっしゃった混乱を避けたいというふうに思われた理由は何でしょうか。

○山本証人 卒業式というのは、学校行事の中でも大変重要な行事であると考えておりますし、そういう行事は厳粛に行われるべきものだというふうに思ったからです。

○永原代理人 この点についてですね、請求者の方からは、静かに座っているだけなのになぜ混乱を招くのかというふうに言われているんですけれども、あなたはなぜ混乱を招くと考えたんですか。

○山本証人 たくさんの方ですとか、15年間育てた保護者の方ですとか、生徒自身もたくさん来ている中で、そういう座ってらっしゃる方がいらっしゃると、教師がルールを守らない人がいるということを見てしまうと、内心で色々、ルール守らなくていいんだとか、そういうふうな感じで考えること自分が混乱なのかなと思いますし、それににおいて、ざわめきが大きかったりとかなってしまうと、大きな混乱になるんじゃないかな

なというふうに思いました。

○永原代理人 ちょっと今、何個かあったんですけども、じゃ、ざわざわしない場合でも混乱になると思われたのはなぜですかね。

○山本証人 公式な行事とかですね、行事においてルールに従わない人がいると、教師がいるというのを見ることは、何らかの影響があると思いますので、ざわざわとかそういうことがなくても、そういうのを混乱というんじゃないかなというふうに思いました。

○永原代理人 ちなみに、影響を与えるとおっしゃいましたけど、誰に対して影響を与えるんですか。

○山本証人 見た保護者とか来賓とか生徒とかですね。

○永原代理人 請求者の方は、起立斉唱するルールが誤っているという主張がされているんですけども、あなたは、ルールが誤っているとしても起立斉唱すべきだとお考えですか。

○山本証人 私は、そもそもルールは間違っていないと考えておりますけれども、もし請求者の方がルールが間違っていると考えていても、決められたルールというのは従うのが当然ではないかなと思っております。

○永原代理人 この点についてですね、あなたは卒業式前日から松田さんの座席の位置を変えたりされていると思うんですけども、これはなぜ座席の位置を変えられたんですかね。

○山本証人 やっぱり当日、たくさん来賓の方とか保護者の方、生徒の方が来られますので、そういう中で、松田さんがもう座られるとおっしゃってましたから、そういうのはできるだけ見えないように、混乱は小さくできるだけしたいなと思いました、そういうふうにさせてもらいました。

○永原代理人 つまり、保護者や主賓から座っている、君が代の斉唱で座っている松田さんを見られることによって大きな混乱を招くというのを防ぐためにされたという理解ですか。

○山本証人 そうです、そのとおりです。

○永原代理人 次に、じゃ、27年3月10日のことについてお尋ねしたいと思います。あなたは、3月10日に校長室で松田さんに対して職務命令を発したということはありましたか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 乙第5号証を示します。

あなたが3月10日に職務命令発する際に松田さんに渡された職務命令書は、この乙第5号証の書面という理解でいいですかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 あなたが今の私がお見せした職務命令書を渡されて、職務命令を発されたことによって、松田さんからはどのような対応をされましたか。

○山本証人 職務命令は受け取られましたけども、考え方は変わりませんというふうにおっしゃいました。

○永原代理人 それに対して、あなたはどのように回答しましたか。

○山本証人 るるお話ししましたが、法と条例には従っていただきたいですというふうにお伝えしました。

○永原代理人 この点についてですね、違法な法や条例には従わなくてもいいというような話が請求者の方からされているんですけども、あなたは、本件について、違法な法や条例であるというふうにお考えですかね。

○山本証人 私は、これは違法ではないと考えております。

○永原代理人 あなたは、国歌斉唱の際に起立斉唱しないことに関する最高裁判所の判例をご存じですか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 それはどのような内容の最高裁判所の判例ですかね。

○山本証人 卒業式において国歌斉唱する際に、起立斉唱を求めた職務命令に反した教員が戒告処分を受けた件に対して、その職務命令は憲法には反しないというふうになつたというふうに理解しております。

○永原代理人 ちょっと話は変わりまして、あなたは、今回の卒業式における松田さんの国歌斉唱時の不起立、不斉唱を受けて、このことをPTAや親和会に報告されたんですよね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 なぜわざわざPTAや親和会に報告されたんですか。

○山本証人 非違行為があった時には、PTA等に通告するのは通例でありますので。

○永原代理人 あなたは公募校長として採用されたと思うんですけども、これ、採用されたのはいつのことですかね。

○山本証人 平成26年の4月です。

○永原代理人 となると、今回の卒業式、問題となっている卒業式は、あなたが就任されて1年程度のことだと思うんですけども、なぜ就任して1年程度で、あなたは非違行為の時の対応を知っているんですかね。

○山本証人 その遅って1月から3月まで3ヶ月間、研修を受けたんですけども、その際に非違行為の際の行動という研修を受けまして、そういう行動をするというのを学んでおりました。

○永原代理人 はい、分かりました。

次に、じゃ、甲第12号証の1を示します。

これは、あなたが作成した事故報告書ですね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 2ページ目を示しますね。この2ページ目にですね、平成27年3月5日の

教育課程検討委員会で、請求者が作成した資料を使用しない理由として、「内容が偏っている」というところを記載してある部分があるんですね。つまり、上から5つの、四角の中に5つありますけど、その一番下の四角の中の上から6行目ですね。今申し上げたように、27年3月5日の教育課程検討委員会で、請求者が作成した資料を使用しない理由として、「内容が偏っている」という記載があるのが分かりますかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 次に、甲第12号証の9を示します。

この12号証の9は、先ほどのあなたの報告書を受けて、松田さんから提出されたものという理解でよろしかったですか。

○山本証人 はい。

○永原代理人 これはどのような経緯で提出されたんですかね。

○山本証人 松田さん、請求者の方も結果参加された教育課程検討委員会において、請求者の方が提出された、提案かな、提案された書類が通らなかつたんですけども、その通らなかつた理由において、「内容が偏っている」という単語は使われていないというふうに伝えられたと記憶しています。

○永原代理人 次に、甲12号証の10を示します。

これは、あなたが先ほどの松田さんからの書類を受けて訂正された報告書という理解でいいですかね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 先ほどと同じ部分の箇所ですけれども、「内容が偏っている」となつていただところが、「内容がそぐわない」という記載になつてあるんですけども、これはあなたが訂正したんですか。

○山本証人 そうです。

○永原代理人 これ、なぜあなたは訂正したんですかね。

○山本証人 その単語に対して非常に大きく反駁されていらっしゃいましたので、文意は同じだけれども、単語を変えた方が反発的なものが少なくなるかなと思って変えました。

○永原代理人 つまり、あなたとしては、別に文書の趣旨としては変わっていないというふうに理解されているんですかね。

○山本証人 私はそう思います。

○永原代理人 なるほど。

じゃ、また少し話は変わりまして、次に、平成27年夏ごろですね、この卒業式があつた年の夏ごろの話なんですけれども、この時にあなたは卒業生と松田さんのことについて話をされましたよね。

○山本証人 はい。

○永原代理人 これ、どのような経緯で話しかけましたか。

○山本証人 地域の運動会だったと思うんですけども、そちらの時に生徒の方から話し

かけられました。

○永原代理人 これは、あなたから松田さんの話を持ちかけたということなんですか。

○山本証人 いえ、それは生徒の方から聞かれました。

○永原代理人 請求者の話をしているその生徒さんは、どのようにおっしゃってましたかね。

○山本証人 請求者の方は処分されるんみたいな単語だったと……。

○永原代理人 を聞かれたと。

○山本証人 聞かれて、覚えてます。

○永原代理人 すいません。

次にね、乙第18号証を示します。乙第18号証の6ページ目を示します。

ここの（3）卒業生らのやりとりというところがあるんですけれども、ちょっと読んでいきますね。その上から3行目、「せっかくいい友達のいるクラスだったのに残念である旨を伝えられました」という記載があるんですけれども、その生徒さんは、この「残念である」ということをおっしゃったんですか。

○山本証人 「残念だ」という単語は使っていません。

○永原代理人 じゃ、どういう趣旨でおっしゃったんですかね。ここに書いてているのはどういう趣旨で書いているんですかね。

○山本証人 いいクラスであったのにというふうな声のトーン、顔の表情が大変残念そうだったので、残念であるというふうに、旨、そういう旨であるというものを伝えられたというふうに……。

○永原代理人 文脈からそういうふうな記載をされたということでいいですかね。

○山本証人 そうです。

○永原代理人 分かりました。

私からは以上です。

○西村委員 その他の方は、よろしいですか。

それでは、請求者側の尋問をお願いいたします。

○谷代理人 では、請求者の代理人の谷でございます。よろしくお願いします。じゃ、谷から伺います。

まずですね、山本先生のね……。すいません、じゃ、始めますね。まずはね、ご経歴の話でございますが、いわゆる公募校長ということなんですね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 校長先生というか、校長になる前にですね、どのようなお仕事をなさつておられましたか。

○山本証人 そのキャリアというか、仕事の多くは、リクルートという会社で、新卒及び中途の採用と教育研修を司るというか、担当する仕事でして、リクルートナビとか、今でいうとタウンワークですか、そういうふうな商品を、顧客から広告いただいて、求

職されて働くと、働いてる方がしっかりと活躍できるように研修を行ったりとか、そういう仕事をしておりました。

○谷代理人 リクルートって有名な会社ですから、そういう就職関係の仕事ということですね。

○山本証人 そうです。

○谷代理人 教育ということに携わったということは、その当時あったんですか。

○山本証人 研修教育は、HRという部門の名前になりますが、ヒューマンリソースですね。人が活躍するための、就職することから、何て言うんでしょうか、勤めて、しっかりととして自立していくようなところの、研修作業も、何でしょう、商品として営業してきました。

○谷代理人 それはあれですかね、社員教育とか社会人教育とかいう形になりますかね、むしろ。あるいは就職希望者の教育みたいな。

○山本証人 大学生とかね。

○谷代理人 なるほど。学校教育そのものという形ではないですよね、その内容はね。

○山本証人 そうですね。直近は保育事業だったので。

○谷代理人 何？

○山本証人 保育事業。

○谷代理人 保育。

○山本証人 はい。保育なんだけども、保育は教育とは違うので、認可外保育施設の運営とかもしていました。

○谷代理人 なるほど、分かりました。

それで、公募校長で、中学校の校長になったということなので、ちょっとこれまでのお仕事と勝手が違うようなことは感じられたことってありませんでした？特になられた当初なんですけどね。

○山本証人 俗に言う民間公募の2期生というかですね、たくさん採用された時の2期生だったんですけども、リクルートからは私が5人目の校長なんです。その人たちのお話を事前に聞いていたりとか、研修を受けて、正直で言うと、差というよりかは同質性を感じたことが多かったです。

○谷代理人 でですね、あとね、校長になられてからですけど、仕事上で何か分からぬこととか判断に迷うようなことがあつたら、誰かに相談したりしてましたか。

○山本証人 そうですね、そのそれぞれの内容において、教育委員会に聞くこともありましたし、もう今はやっぱり教頭先生にお伺いしたりとか、それから、各学年主任の先生ですか、そういう先生に伺うこともありました。

○谷代理人 次にですね、山本先生が中野中、今でも中野中なんでしょうけど、中野中に着任されたのと同じタイミングで松田先生が転勤してきたということでいいんでしょうか。

○山本証人 はい。

○谷代理人 それでですね、じゃ、甲12の2を示しますね。あ、失礼。甲12の2の、すいません、2枚目ですね、を示します。

ちょっと何行があってから、「君が代」の起立・斎唱はできません。2014年4月3日、松田ということで、これ、見られた記憶ありますか。

○山本証人 うーん、多分あると思います。

○谷代理人 これ、時期としては、4月3日ということなので、まさに着任直後という感じですかね。2014年ですから平成26年ということになりますけど。

○山本証人 私が着任したのは4月1日なので……。

○谷代理人 ですね。

○山本証人 その2日後に当たりますね。

○谷代理人 直後ですね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 あとですね、陳述書の中で、1ページのね、2月2日までの経緯というところで、教頭を通じてね、ビラを受領したというふうに書かれてるんだけど、甲12の3を示します。

こちらのビラだったという見覚え、このビラ見た記憶あります？ 何か4月17、8時とか、メモもあるんだけど。

○山本証人 多分これなんじゃないですかね。

○谷代理人 だから、これ見てもらったら分かるんですけど、なかまユニオンと書いてますので、組合のビラなんですよね。

○山本証人 ああ、そうなんですか。

○谷代理人 今、松田と隅っこに判子押してるから、松田先生が組合員として配ったということなんですが。

○山本証人 はい。

○谷代理人 でですね、陳述書を見ますとですね、このような考え方の人もいるのだなと思った程度で、特段の対応することはませんでしたというですね、ことが書かれておるんですが、この特段の対応をしないということに関して、誰かに相談して決めたとか、そういうことはありましたか。もうご自身で決められた？

○山本証人 記憶ないんだけど、自分で決めたと思います。何もしなかったということですね。

○谷代理人 ええ。

○山本証人 はい。

○谷代理人 だから、何か例えば誰かに相談して、そんなの別に何もしないでいいよというような話は覚えてない？

○山本証人 はい。

○谷代理人 はい、分かりました。

じゃあですね、ちょっと少し飛びますが、ちょっと1年近く経って、本件卒業式のですね、少し前になる2015年の2月2日にですね、何か松田先生から受け取ったものがあったのは覚えてますでしょうかね。ちょっとごめんなさい。ちょっと聞き方悪かったですね。ちょっとすいません。ちょっと失礼します。すいません、乙7号証の資料1を示します。

このね、「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について「日の丸」の歴史」と大きく書かれた紙、この紙って見た記憶ございますか。こういった感じの。

○山本証人 これ自身なのかどうなのか分かんないんですけども、結構、よく机の上にいろんな、職員室のね、机の上に置かれてことがあるので、そのうちの1つじゃないかと思います。

○谷代理人 次にですね、乙7の資料2を示します。

「「指導」っていじめ？」って、これ、何か台本みたいになってますけどね、これも何か見られた記憶ありますか。

○山本証人 あります。

○谷代理人 陳述書でもですね、この乙7の上申書の資料1、2が交付されたというふうに思いますと書いてますから、多分そうなんだろうぐらいの話なんでしょうけど、そういうふうに書かれてるんですけど、ちょっとここでね、山本先生にお聞きしたいんだけど、中学校の教育課程において、国旗・国歌ってどういうふうに位置づけられてますか。

○山本証人 ん？ どういう意味ですか。

○谷代理人 教育課程において、国旗・国歌の位置づけがどうなっているかということで、ちょっとご説明していただいていいですか。

○山本証人 ああー。

○谷代理人 あ、出てこない？

○山本証人 うん、出てこないです。ごめんなさい、今、緊張してるのか。

○谷代理人 あのね、学習指導要領に何か国旗・国歌のことを書かれてるということはございませんか。

○山本証人 あったように思います。

○谷代理人 あったように思うぐらい？ ちょっと誘導しますけどね、特別活動の中で、「入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を齊唱するよう指導するものとする」というふうに書かれてるんですけど、学習指導要領のその部分って読んだ記憶ないですか。

○山本証人 あるような気はしますね、その時。4年前になりますがね。

○谷代理人 それでね、卒業式なんですけど、これ、特別活動の中に入ってくるから、一応教育課程の1つに入るという理解でよろしいんですよね。と思いますか。

○山本証人 そうですね、教育課程なんでしょうね。

- 谷代理人 そういうことで、この国旗・国歌についても教育ということになるんですけど、山本先生としてね、国旗・国歌に対して、教育とか指導ってどのように行うべきだとお考えですか、先生として、教育者として。
- 山本証人 法律で国旗・国歌と決まっているということはまず知るんでしょうね。ということなのかなと思っています。
- 谷代理人 法律で決まっていると。
- 山本証人 うん、そうですね。
- 谷代理人 そしてどうするんですか。
- 山本証人 では、きちんと歌えるようにしましょうとか、そういうふうなことがあると思いますので、それはしかるべき教科でそういうふうにするのかなと思っています。
- 谷代理人 しかるべき教科って、具体的には音楽科とかになるんですか。
- 山本証人 そうですかね。
- 谷代理人 ははあ、なるほど。それで、歌ですね、だから、その法律で決まってます、歌がこうだから、こういう歌を歌えるようになります、それ以外は？
- 山本証人 どうなんですかね。さかのぼるけども、最後、教育課程検討委員会で決まった時に、最後、話をね、聞いてもらった時には、大阪市は、それを平和やそういうのを願う歌だというふうな感じで説明をされてましたね。
- 谷代理人 大阪市がそういう説明をしてたんですか。
- 山本証人 というふうに言つてはったのがありましたね。
- 谷代理人 ごめんなさい、それは校長になる研修の時に聞いたと。
- 山本証人 違います、違います。請求者の方もいらっしゃった卒業式の前の時に、そういうふうにおっしゃっていたというふうに記憶はしています。
- 谷代理人 ごめんなさい、職員会議とかで？
- 山本証人 いえいえ、子どもたちに。そういうふうに記憶してるんですけどね。
- 谷代理人 そういう説明を指導したと。
- 山本証人 違ったかもしれないで、ちょっと曖昧なのでごめんなさい。分かんないです。すいません。
- 谷代理人 多分、何かこういう説明の仕方は多分しなかったと。
- 山本証人 ああ、そうなんですか。
- 谷代理人 うん、そういう説明の仕方をしたとは聞いてないんだけど。  
次ね、ちょっと話、若干、変わる訳でもないけど、学習指導要領だとですね、意義を踏まえて国歌を斉唱するよう指導するってなってるんだけど、国歌の意義って何だと思います？
- 山本証人 国歌ということ自身だと僕は思いますけどね。
- 谷代理人 国歌ということ自身？
- 山本証人 はい。

○谷代理人 ちょっとよく分からぬ。

でね、再度、甲12の、ああ、失礼、撤回します。乙7の資料1、示します。

これですね、「卒業式・入学式の国旗・国歌について」というタイトルだから、卒・入学式に当たってね、国旗・国歌について何らかの教育指導をしようという趣旨の資料だということは表題上明らかですよね。

○山本証人 ごめんなさい、それが正しいかどうかは、ちょっと僕は分からぬので。

○谷代理人 いや、だから、少なくともこれはそういう意図で作られたということは見てとれますよね。

○山本証人 うーん。えーと、もう一度。

○谷代理人 ですからね、これ、松田さんが持ってきた資料ですわ。

○山本証人 はい。

○谷代理人 松田先生がね。

○山本証人 うん。

○谷代理人 「資料：卒業式・入学式の国旗・国歌について」という話になってるでしょ？

○山本証人 うん。

○谷代理人 だから、これは、国旗・国歌について松田先生なりに教えようという話で作られた内容を見てとれませんか。

○山本証人 松田先生、請求者の方が、そういうふうなことを考えられて作られたんだろうということに対しては、そうですね。

○谷代理人 この内容って、大体その時ご覧になられました？

○山本証人 はい。

○谷代理人 どう思われました？

○山本証人 特に。

○谷代理人 特に？

○山本証人 はい。

○谷代理人 いや、こういう教え方で良いのかなとか、悪いのかなとかいうのは思わなかつた？

○山本証人 思わなかつたです。

○谷代理人 こういう教え方だと、ちょっと山本先生の日の丸、君が代に対するね、その教育のお考えとはそぐわないと思った？ それとも、教えなくちゃいけないから教えようと、このやつに従って教えようとか、そういうことも思わなかつた？

○山本証人 はい。

○谷代理人 特段、何かちょっと山本先生にとってね、どう教えようというところが、ちょっとなかなか今のお話を聞いてこなかつたからお聞きしてゐんだけど、ちょっとこれ以上してもしょうがないので止めときますけど、その後ですね、ちょっと2月16日の

話、後でまたちょっとお聞きしますけど、最終的に教育課程検討委員会にかけたんですね、この日の丸、君が代の資料の扱いについて。

○山本証人 はいはい、資料の扱いというかね。

○谷代理人 どう教えるかということも含めてですよね。その中で、先ほど永原先生もお聞きになってたけど、甲12の1の2枚目ですね、を示しますが、ちょっと読みますよ。ちょっと直す前の方ですけどね。「教育課程検討委員会」、校長先生はおられなかった、「教頭、教務主任、各教科主任、松田T」、松田先生ということですね、「メンバーではなかったが志願して会議に入る）会議場で松田Tの資料は」ということでなってるから、ここでさっきの松田先生の資料、議論されたのは間違いないんでしょうね。

○山本証人 はい、そうでしょうね。

○谷代理人 はい。それでね、ここでちょっと「内容が偏っている」というですね、ことが書かれていますね。さっき永原先生も聞かれたけど、これ、どういう議論になったかという報告、具体的にできるだけ逐語的というか、こういうふうに報告を受けてたんだみたいなことって覚えてません？

○山本証人 ちょっと4年前で、逐一具体的にというのは覚えてないです。

○谷代理人 「偏ってる」というような言い方、何かこれ偏ってるから、そのままで採用しないということになったんですわみたいな報告だったんですか。

○山本証人 と記憶しています。

○谷代理人 「偏ってる」という……。

○山本証人 単語は使ってなかつたなというふうには思っています。

○谷代理人 なるほど。

○山本証人 結果ね。後からそういういただいた時に。

○谷代理人 あとね、誰から報告を受けたの？ この教育課程検討委員会の会議内容、議論内容。

○山本証人 主には教頭先生ですね。

○谷代理人 教頭先生ね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 なるほど。その後ですね、ちょっと先ほども指摘、永原先生から聞かれてましたけど、甲12の10を示します。

先ほどのですね、3月5日のところですが、①のところ、「内容が偏っている」というのを「そぐわない」に直したということですね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 偏ってるという話は出てなかつたということでいいのかしら。議論の内容として、3月5日の。

○山本証人 「偏ってる」という単語はなかつたなと思っています。

○谷代理人 なるほど。それは、だから、それは山本先生のむしろその報告聞いての受け

とめで、何か偏ってるって話で最後になったんだろうなというふうに受けとめて最初書かれたという理解でいいの？

○山本証人 もう一度お願ひします。

○谷代理人 ですからね、甲12の1ね、最初の訂正する前は「偏っている」という書き方だったと。

○山本証人 というふうな認識で。

○谷代理人 それは、報告受けて、山本先生として、そういう受けとめをしたから、そういう書き方をしたということになるのかしら。「偏ってる」という言葉自体は教頭からは聞いてないんですよね。

○山本証人 そうです。

○谷代理人 だから、それは、教頭先生のお話聞いて、山本先生なりに偏ってるというふうに受けとめたから、そういう書き方したということでよろしいんですよね。

○山本証人 そうです、そうです。

○谷代理人 だけど、実際、その「偏ってる」という言葉はなかったと。

○山本証人 単語はなかったですね。

○谷代理人 あと、「偏ってる」と「そぐわない」というのがね、先ほど、文意が同じだというようなですね、ことを永原先生に聞かれてお答えだったと思うんだけど、そうですか。ちょっとやはり「偏ってる」というと、何か一方的だみたいな話ですよね。「そぐわない」というのは、ちょっとそういう一方的とか、そういう話じゃなくて、ちょっとふさわしくない程度の話で、ちょっとやっぱりニュアンスも違うように思えるんだけど、それは思わない？

○山本証人 はい。

○谷代理人 同じですか。分かりました。

でね、ちょっとすいません、時間軸がちょっと先に飛んじゃうんですけど、今回のですね、平成26年度の卒業式ですけど、次年度ですね、平成27年度の卒業式、すなわち平成28年の3月挙行の分ですけど……。

○山本証人 次の年ですか。

○谷代理人 ええ、そうです。

○山本証人 はい。

○谷代理人 でね、次の年については、何か資料をですね、修正したものを配付して、生徒に対する説明とかしないというような形にちょっと方針変わりますよね。それは間違いないですか。

○山本証人 変わりましたね。はい。

○谷代理人 それはね……。

○山本証人 変わった。うーん。

○谷代理人 変えたの？ 校長先生の判断で変えた？ それとも、誰かに言われて、やっ

ぱり説明止めとくわって話になったの？

○山本証人 中野中学校の教育課程を決定する際に、段階としては、教育課程検討委員会というところの主な構成メンバーで決めて、物事が、カリキュラムの問題とするならば何だろうと思っていたんだけれども、請求者の方もよくご存じだと思うんですけども、その次の年がちょっと学校が大変な時期でございまして……。喫緊に、特に新3年生ですね、にやってもらわなくてはいけない、してもらわなくてはいけないことというの大変大きな課題がある時だったので、それを、その主任も含めて、まずそっちやという強い意思がありましたので、こういうことをやるんじゃなくって、違うことをするというふうな形になったと覚えています。

○谷代理人 となると、何か説明しないというふうにしたことについて、何か校長先生、例えば教育委員会から指示を受けたとか、そういう話じゃないんですか。

○山本証人 それは覚えてないですね。

○谷代理人 覚えてない。

じゃあ、ちょっと本件のことについて戻りますね。2月16日にですね、松田先生からちょっと質問書ですね、出されたという経緯がありましたよね。

○山本証人 いつですか。

○谷代理人 ああ、ごめんなさい、2月16日です。

○山本証人 2月。

○谷代理人 ごめんなさい、どれやったかな。ごめん、ちょっと待ってね、ぱっと出てこない。まあ、いいや、ごめんなさい。ちょっと先ほど永原先生の話にも出てきたんだけど、3つのですね、質問項目があったのは覚えてますか。

○山本証人 ちょっと見ないと。

○谷代理人 じゃあ、ちょっと別、孫引きですけどね、甲11号証ですね、松田さんの陳述書の9ページを示します。

ちょっとごめんなさい。先ほど、本物ですね、出されたそのものを示されてるんだけど、2月16日付け、松田幹雄ということで質問があって、1、2、3とね、3つあるんだけど、これ、教育長の通知ですよね。しっかり国歌が齊唱できるように指導するということなんんですけど、この（1）についてはどういうふうに答えたんですか。

○山本証人 2月18日に答えたことについてご質問されます？

○谷代理人 そうです、そうです、そうです。

○山本証人 事前に調教教育というところがあつて、それは個人の考え方になって、それはちょっと私はあれなので、一個一個の回答は控えさせてもらいますねというふうに伝えたので、そのご質問に対してはそういう答えになると思います。

○谷代理人 だから、どう指導するのですかというのに対しては、どう指導するつもりだったんですか、校長先生として。

○山本証人 いや、前提条件がちょっと違っていたので、その時は答えないというふうに

- 思ってました。
- 谷代理人 だから、この（1）については答えてないということでおいいですよね。
- 山本証人 はい。
- 谷代理人 今ちょっと教えてもらえたと思うんだけど、大阪市教育委員会ってね、その国旗・国歌についての指導内容について、こうしなさいということは言ってるんですか、具体的内容として。
- 山本証人 式典でということですね。式典ではという。
- 谷代理人 うん。
- 山本証人 今、ちょっと覚えてないですけど。
- 谷代理人 さっき、ちょっと歌えるようにするということかなみたいなことはちょっと言ってましたけど、ちょっと音楽科ですかと言ったら、まあ、そうですかねという話だったけど、例えば、音楽でちゃんと教えなさいみたいなことを大阪市教委も言ってたりはするんですか。それは、そこまで言われた記憶はない？
- 山本証人 ちょっとごめんなさい、今の記憶はないんですけども、しかるべきところでちゃんとやってるだろうというふうには僕は認識はしてるんですけどね。
- 谷代理人 次、あとね、その（3）、ちょっと長い質問だけど、これについても答えはしないということでいいんですね。
- 永原代理人 どこをお聞きされますか。
- 谷代理人 すいません、失礼。甲11の10ページの方の四角囲いの中の（3）、これは松田先生が2月16に出したやつそのままの引用ですけど。
- 永原代理人 ああ、ありがとうございます。
- 谷代理人 それの（3）の質問という趣旨です。
- 山本証人 答えてないというのは、2月18日のことでよろしいですか。
- 谷代理人 左様でございます。
- 山本証人 それは先ほど言ったとおりですけど。
- 谷代理人 してないということですね。
- でね、あとね、ちょっと先ほど永原先生の話にも出てきたんですけど、山本先生のですね、陳述書だとですね、たびたびですね、松田先生に立ってくださいと言う時に、「混乱」というですね、言葉が出てくるんですよ。先ほどね、その混乱という内容について、何かちょっとよく分からなかったんだけど、結局、混乱って、どういうことが起こるということを念頭に置いてたんですか。
- 山本証人 那って、その時「混乱」という単語でお願いしたのがいいのかどうなのかというのを思うことはあるんですけども、やっぱり見て、ルール守らなくていいんだとか、そういうふうな人がいるんだ、それはいいことなんだというふうに思うというのは、僕は混乱なんじゃないかなと思ったんです。
- 谷代理人 それは混乱というか、影響という話じゃないんですか。

○山本証人 分からないです。

○谷代理人 じゃあ、処分者側のですね、弁明書（2）のですね、別紙3をお示ししたいと思います。

これね、処分者の、夏住先生たちが出された書面の最後にね、こういう図が付いてまして、これ、要は、教職員の配置に関するですね、説明なんですよ。これでいうとね、この別紙3の下、ちょっと横長で見たら下の方、何か丸がいっぱいあって、これが先生方ということですよね。それで、そのMというのが松田先生ですよね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 こういう形で、校長先生とかも含めてですけど、取り囲むような形に席を置いたということなんですね。

○山本証人 はい。

○谷代理人 それで、その国歌斉唱の時ですけど、校長先生立たれた？

○山本証人 立ちました。

○谷代理人 教頭先生は？

○山本証人 も立ちました。

○谷代理人 松田先生以外はみんな立ってたという理解でいいですか。

○山本証人 はい。

○谷代理人 ここ、主事というのが黒付いてますけど、この主事という方は、ここの松田、Mの黒丸の2つ右隣ですね。だから、6組の先生を挟んで、松田先生から見て2つ右に立たれてたという理解で、おられたということでいいんですよね。

○山本証人 はい、松田先生、5組の担任だと思ったので、この順番で。

○谷代理人 5組ですよね。いいんですね。でね、さっきね、おっしゃってた混乱ってね、発生したんですか。

○山本証人 内面の、ああ、ルール守らない人がいるんだというふうなところについては分からぬですね。

○谷代理人 分からぬ。

○山本証人 はい。

○谷代理人 表立って式の進行が乱れたとか、そういうことはありましたか。

○山本証人 さっき答えましたけど、大きな混乱というのを、それともし例える、規定するならば、そういうのはなかったんだけども、それは、そうならないように、さっきも言った、必死に、前日は、その主賓の先生の前になるので、ちょっとずれていただいたらりとかというのをやったので、良かったかなと思っています。

○谷代理人 でね、あと、国歌斉唱の時に松田先生が起立していないことについて、山本先生ご自身は確認されました？

○山本証人 感覚で、こう見てね。

○谷代理人 見たりはしなかったということ？

- 山本証人 こう見て、ああ、座ってはるなとは。
- 谷代理人 位置関係からすると、今ちょっと左下を見られるような……。
- 山本証人 僕の左下になられていたので、と記憶してるんですけど、そこで、ああ、す  
ーって座られたなというふうな感じは分かりました。
- 谷代理人 ほんまにごめんなさい、ちょっと一応記憶喚起のためですけど、再度、弁明  
書（2）の別紙3示しますと、これだとね、むしろ右後ろじゃないかな。
- 山本証人 こっち向いて……。
- 谷代理人 あっ、こっち見てる。
- 山本証人 立ちますよね。
- 谷代理人 なるほど、そっかそっか、なるほどね。
- 山本証人 国旗を向いて立ちますから。
- 谷代理人 了解しました。そういうことですね。じゃあ、失礼しました。私、じゃあ、  
勘違いですね。これでいうと、あれですね、この別紙3の左側を見ていたということに  
なると……。
- 山本証人 左が正面になるんですけど、それを見て。
- 谷代理人 それで、そうすると、松田先生の位置がちょうど左後ろという。
- 山本証人 左が、うん。
- 谷代理人 なるほど、分かりました。それは私が勘違いしてただけですね。  
でね、これでね、先ほど内心の影響みたいなことを言ってたんですけど、何かね、処  
分者のその書面の方で出てくるんだけど、何か生徒たちがね、見てたみたいになね、こと  
が書かれてるんだけど、それは誰が確認したんですか。
- 山本証人 教頭は見てましたね。
- 谷代理人 教頭が見てた。
- 山本証人 うん。だから、それを今、覚えてるのはそうなんだけど、実際、目が合って。
- 谷代理人 目が合った？
- 山本証人 うん。
- 谷代理人 そうすると、教頭先生が目が合ったということは、何かちょっときよろきよ  
ろしてて生徒が教頭先生を見てたということじゃないんですか。目が合ったのは教頭先  
生なんですよ？
- 山本証人 それは分かんないです。ごめんなさい、そういうふうにおっしゃった教頭先  
生のことを、僕、信じましたので、そうじゃないと言われれば分からないです。
- 谷代理人 だから、生徒たちがちょっと、少なくとも教頭先生と目が合うようなことで  
見ていた生徒はいたかもしないということのレベルにとどまるということですね。
- 山本証人 やっぱり保護者、来賓の方、保護者の方っていういらっしゃるんだけど、真ん前  
がもう生徒が250人おりますので、やっぱり見る子がいたんだなと思いました。
- 谷代理人 あとね、先ほど永原先生の話も出てきたけど、卒業式の当日に、PTAの会

長と、あと、親和会という組織があるんですか。その会長に立たなかつた先生がいるみたいなことで言ったのね。

○山本証人 報告しました。

○谷代理人 それで、それに対して、山本先生の陳述書だと、「まだそんな方がいたのですか」という意見が出た。これは大体間違いない？

○山本証人 そうですね。

○谷代理人 そういうふうに。

○山本証人 はい。

○谷代理人 でね、まだそんな方がということだと、PTAの会長なり親和会の会長なりというのは、その松田先生の不起立について気づいてなかつたんじゃないですか。

○山本証人 分からないですね。

○谷代理人 だからね……。

○山本証人 その瞬間に見たかどうかというのは、見えないように一生懸命してたので。

○谷代理人 ですから、いや、ただ、言葉からすると、初めて知るみたいな考え方じゃないですか。校長先生に、いや、立たなかつた教師がいましてみたいな報告したんですよ？ PTAの会長とかに。

○山本証人 はい。

○谷代理人 それで、まだそんな方がいたんですかって話だと、そこで、えーという感じで、初めて知ったような言い方じゃないですか。

○山本証人 おっしゃっている意味が分からないんですけど。

○谷代理人 あのね、仮にPTAの会長が気づいてたなら、ああ、いましたねみたいな話になりそうなんだけど、そうじゃなくて、まだそんな方がいたのですかという答えだから、PTAの会長は気づいてなかつたんじゃないですかというふうに聞いてるんです。

○山本証人 それは分らないですね。分らないです。ごめんなさい。

○谷代理人 PTAの会長というのは、要は保護者の中だから、市職員ではないですよね。

○山本証人 保護者の方ですね。そうです。

○谷代理人 ちょっと法律のことを聞きますけど、地方公務員法の34条1項って知ってますか。

○山本証人 いや、すいません、そのクイズみたい、ちょっと分かんないです。

○谷代理人 あのね、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定があるんです。条文でなくてもいいけど……。

○山本証人 もう一度お願ひします。

○谷代理人 職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定が地方公務員法上あるのはご存じですか。

○山本証人 職務上知り得た秘密ですか。

○谷代理人 そうです、秘密保持義務ですね。知らない？ 秘密漏らしていいの？ 職業

- 上知った公務員。
- 山本証人 秘密は、守秘義務の秘密って意味ですね。
- 谷代理人 ええ。その秘密は守秘義務の秘密って意味ですねっておっしゃいましたけど、その秘密って、どういう意味と解されると理解しておられますか。
- 山本証人 いや、それが……。
- 西村委員 すみません。法律論の議論は避けていただきて、事実関係に関する尋問をお願いします。
- 谷代理人 でね、いや、ちょっとね、そのPTAの会長さんにおっしゃったことが、これってかえってね、校長先生が守秘義務違反したということにならないかということを申し上げているんです。
- 山本証人 それは、私は判断できないですね。
- 谷代理人 あとね……。
- 夏住代理人 すいません、30分がほぼ来てますので、もう終えてもらえますか。
- 西村委員 先ほどの尋問も10分程度超過していましたので、12時10分くらいには終了したいと思っています。できるだけスムーズにお願いします。
- 谷代理人 すいません、巻きます。  
あとね、個人情報保護条例って大阪市にあるのを知っていますか。
- 山本証人 うん。
- 谷代理人 それでいうとね、要配慮個人情報というのが規定されてるのは聞いたことがありますか。本人の信条とかに関するね、個人情報は要配慮個人情報ということになる。
- 山本証人 うんうん、信条ね。
- 谷代理人 本人のお考えについてのことでしょ？ 今回も。それを言っちゃったということだと。
- 加古代理人 すいません、ちょっと事実の確認とそれてきてると思うので。
- 谷代理人 あと、すいません、次ね、翌日に連合町会の会長にも報告に行ったんですね？
- 山本証人 当日ですね。
- 谷代理人 ああ、当日ですか。
- 山本証人 当日なんちゃうかな。翌日やったかな。
- 谷代理人 ごめんなさい。確か翌日と書いてあったような……。
- 山本証人 ああ、そうなんですか。
- 谷代理人 ごめんなさい。ほどなくということやね。結局ね、これでいうとね、何か校長先生がね、あっちこっちに言いふらしちゃったということにならないかなというふうに思っておるんですよ。連合町会4つありますよね、中野中だと。
- 山本証人 ございます。

○谷代理人 ねえ。

○山本証人 はい。

○谷代理人 東田辺と南百済と鷹合と湯里でしょ？ 全部言いに行っちゃったでしょ？  
と思います。

あと最後ね、ちょっと卒業生のやりとりの話ね、ちょっと確認しますけど、これ、町内の運動会と言いましたから、町内の運動会だったと思っておっしゃってたから、町内の運動会ということは、どっかの連合町会の運動会という理解でいいですか。

○山本証人 そうですね。

○谷代理人 大体あの辺の町会って5月ぐらいにやってるっぽいんですけど、5月ぐらいだったという記憶で合ってますか。もっと夏だった？ 夏と書いてるんだけど。

○山本証人 初夏ぐらいかな。

○谷代理人 初夏。初夏だと、5月でも、まあ……。

○山本証人 5月にはないんじゃ……。あったかな。ちょっと分かんないです。

○谷代理人 でね、それで、さっきの話だと、請求者の、請求者って、松田先生処分されるんみたいな言い方。

○山本証人 みたいな言い方……。

○谷代理人 だったのね。

○山本証人 と記憶しています。

○谷代理人 それで、そうすると、まだ処分決まってなかつたような時期？ その時はもう処分決まってたかどうか覚えてますか。

○山本証人 覚えてないです。

○谷代理人 それに対して、あのね、山本先生ね、いや、まだ処分されてへんよとか、ちょっと、いや、実は処分決まっちゃったんよとか、そういう話はした記憶はありますか。

○山本証人 ないです。

○谷代理人 ないですか。

○山本証人 はい。

○谷代理人 それで、あと、さっきの話でいうと、残念といったことは言うてへんかったのね。

○山本証人 単語としてね、「残念だー」とは言ってなかつたですね。

○谷代理人 いいクラスやつたのに、で、顔の表情だったと。それって、だから、いや、松田先生、何かそんな処分されてかわいそうやわみたいな形の顔の表情と理解することができそうじゃないですか。

○山本証人 分からないです。

○谷代理人 だから、残念だったというのは、山本先生の受けとめというか、解釈ということでいいんですよね。残念やわというふうに生徒が言ってたという話ではないんですね。

- 山本証人 単語はね。
- 谷代理人 それで、そういう顔の表情とかから、ああ、この人は、残念やというふうに思ってるんやというふうに、この生徒さんは思ってるんやというふうに山本先生が思つたということで、ここに書かれたということでいいのね。
- 山本証人 今、顔の表情とかでって、今先ほどそう申しましたけども、その他も含めて総合的にそういうふうに判断したんだろうなと、4年前ですね、思います。
- 谷代理人 噂で持ち切りって話が出てたんやけど、どんな噂って聞きました？
- 山本証人 聞きません、もうそういうことは。
- 谷代理人 いや、もう噂になってるわみたいな、松田先生のこと、噂になってんねんみたいな話で聞いたとかは？
- 山本証人 そういうみたいな話をされて、やったと思います。
- 谷代理人 何か、できるだけね、何ていうのかな、逐語的に再現しようとしたら、今の記憶でね、その生徒の子がどんな感じで、こうしゃべってたという話。逐語的にね、できるだけ。
- 山本証人 逐語って、どういう意味ですか。
- 谷代理人 できるだけその言葉どおりに再現したら、どういう感じの言い方やったかって。
- 山本証人 ええクラスやったのにというのは覚えてますね。
- 谷代理人 噂というのはどんな噂なの？ 何か松田……。
- 山本証人 え？ どんな噂か僕聞いてはるんですか。
- 谷代理人 そうそうそう。だから、卒業したクラスで噂は持ち切りであり、せっかくいい友達のいるクラスだったのに残念である旨を伝えられましたってなってるから。
- 山本証人 そのことに対して、その話題にこうどんどんどんどん話をいくと、これに対して校長どう言うとるとかみたいな形に輪をかける恐れがあったので、何か知ってるような知り知らないような、ふーんとか、はーんとかしか言ってないというふうに覚えてます。
- 谷代理人 ああ、それは、校長先生がおっしゃってたのはいいんだけど、その生徒さんがね、何か運動会で久しぶりに校長先生に会うじゃないですか。それで、校長先生、久しぶりみたいな感じになる訳でしょ？その時に、何かさっきのやつを、松田先生処分されるんみたいな形で、それで、いいクラスやったのにと、それで顔の表情が残念そうやったという話……。
- 山本証人 今おっしゃったように、どういう噂だったんですかということは、だから僕は聞いてないです。
- 谷代理人 聞いてない。だから、ただ何かちょっと松田先生のこと、噂になってるんやみたいなことは出たという感じでいいのかな。松田先生のことについて。
- 山本証人 うん、だと記憶しています。

- 谷代理人 分かりました。で……。
- 山本証人 悲しい嫌な顔をしてたと。
- 谷代理人 あと、ごめんなさい。
- 加古代理人 もう10分なんんですけど。
- 谷代理人 最後に1個だけ。あのね、このね、生徒ってね、男の子やったか女の子やつたか覚えてはる?
- 山本証人 それは……。
- 谷代理人 どっちやつた?
- 夏住代理人 記憶どおりに。
- 谷代理人 いや、こんなん別にどっちでもいいんです。どのぐらいリアルに覚えてるかなって話だけやから。
- 山本証人 女性です。
- 谷代理人 女子生徒ね。はい、分かりました。  
 私からは以上です。
- 夏住代理人 もう申し訳ないですけど、10分。
- 松田請求者本人 1点だけ。
- 夏住代理人 私も予定があるので。
- 松田請求者本人 1点だけ。1分です。
- 加古代理人 いや、もう10分なんんですけど。
- 松田請求者本人 1分です。
- 加古代理人 いや、10分なんんですけど。
- 西村委員 1個だけでしたらどうぞ。
- 夏住代理人 じゃあ、1個だけね。
- 西村委員 はい、どうぞ。
- 夏住代理人 はい、どうぞ。
- 松田請求者本人 松田です。
- 西村委員 はい、どうぞ。
- 松田請求者本人 先ほど、次の年に、2015年度の卒業式に向けてはこの資料を使わなかつたということですが、これは、奥野主任指導主事、当時の、多分相談直接されてた方ですけれども。
- 山本証人 はい。
- 松田請求者本人 が、市民交渉の中で、教育委員会が指示をして、全体のトーンがふさわしくないから、要するに禁止の指示をしましたということを言われています。だから、それで、私もそういうことだったので、校長先生は全然分らない、これは使わないんだということで使わなかつたということです。
- 山本証人 ああ。

- 松田請求者本人 でよろしいですか。
- 夏住代理人 それ、何？ 質問ですか、それ。
- 松田請求者本人 いや、そうだったと思うんですが、どうですか。覚えてらっしゃいませんか。
- 夏住代理人 どうですか。
- 山本証人 はい。
- 松田請求者本人 はい、分かりました。じゃ、以上です。
- 西村委員 分かりませんか。  
それでは、もうよろしいですか。
- 夏住代理人 はい。
- 西村委員 それでは、終わりました。

